

落とし物の手続き



拾得物について（落とし物を拾った場合）

拾得物の届出をしてください

拾った場所	届出について
施設外 (路上等)	拾った日から7日以内にお近くの交番・駐在所または警察署に届け出てください。 ※7日を過ぎてから届けた場合、次の権利がなくなります。 1. 落とし主に報労金（お礼）を請求する権利 2. 落とし物の届出・保管に要した費用を請求する権利 3. 3か月以内に落とし主が見つからない場合、落とし物を受け取る権利
	※1から3の権利については、いずれかの権利を選択して主張すること、または一切の権利を放棄することもできます。
施設内 (駅やデパート等)	拾ってから24時間以内に駅員や店員等の施設の方に提出してください。 ※24時間を超えてから提出した場合、次の権利がなくなります。 1. 落とし主に報労金（お礼）を請求する権利 2. 物件の届出・保管に要した費用を請求する権利 3. 3か月以内に落とし主が見つからない場合、落とし物を受け取る権利
	※1から3の権利については、いずれかの権利を選択して主張すること、または一切の権利を放棄することもできます。 ※落とし物の届出を受けた施設の方は、7日以内に落とし物を警察署に提出してください。

遺失物について（落とし物をした場合）

まず、自分の周りをよく探してみましょう。

それでも見つからなかったら、

落としたと思われる場所の近くの交番、駐在所または

警察署に遺失の届出をしてください（電話でも届出できます）。



落とし物が見つかったときは、電話または文書でお知らせします。

<よくある問い合わせ>

「運転免許証を落としたけど、どうしたらいいか？」

- ・身の周りを探しても見つからない場合には、落とし物として警察に届いていないか確認します。
- ・警察に届けられた時に連絡しますので、遺失の届出を受理します。
(届出は電話でも可能です。)

「運転免許証を無くしたけど、遺失届を出せば運転できるのか？」

- ・遺失届を出していても、運転免許証を携帯せずに運転すれば違反になります。
- ・車を運転する場合には、再交付の手続きが必要です。

免許証の再交付手続き (静岡県警察本部ホームページへ)

落とし物の受け取りについて (落とした方)

連絡のあった交番、駐在所または警察署で受け取る場合

受取場所	受け取り方法
交番 または 駐在所	連絡があった交番または駐在所に、必要な持ち物を持って指示された時間に受け取りに来てください。 注意点 交番または駐在所に届けられた落とし物は、翌日には警察署に送達され、警察署で保管することになります。 すぐに受け取りに来られない場合、保管する警察署の会計課窓口にて受け取るようになります。(電話で確認をしてから受け取りに来てください。)
警察署 会計課窓口	受取時間内に、落とし物を保管している警察署の会計課窓口まで必要な持ち物を持って受け取りに来てください。 受取時間 平日(月～金)の午前9時～12時まで、午後1時～4時まで ※土・日・祝日及び12月29日～翌年1月3日は取り扱いできません。 問い合わせ先 浜松東警察署 1階会計課 電話：(053)460-0110 内線 234 番

【受け取る時に必要な持ち物】

- 受け取る方の身分証明書(運転免許証、保険証、学生証等)
- 警察署からの通知、携帯電話会社等からの拾得のお知らせ通知など(届いた場合)
- 電話連絡の場合は、「受理番号」をお伝えします(必ず会計課窓口で伝えてください)。
- 代理人が受け取りに来る場合「委任状(様式不問)」(※同居の家族は不要)

郵送で受け取る場合

警察署まで受け取りに来られない方には、郵送による受取を行っています。郵送による受取を希望される場合は、受取時間内に落とし物を保管している警察署会計課に連絡してください。

※送料は、全て受け取る方の負担となります。

落とし物の受け取りについて（拾った方）

拾ってから3か月以内に落とし主が見つからなかった場合、拾った方は落とし物を受け取ることができます。

落とし物を届けた際に渡された「拾得物件預り書」または「拾得物件受理通知書」に書かれた引取期間になっても警察から落とし主に返した旨の連絡がなかった場合は、拾った方が落とし物の所有権を取得していますので、必要な持ち物を持って落とし物を保管する警察署の会計課窓口まで受け取りに来てください。引取期間は2か月で、それを過ぎると受け取ることができなくなります。

ただし、落とし物を届けた際に権利を放棄された方は受け取ることができません。

警察署で受け取る場合

受取場所	受け取り方法
警察署 会計課窓口	<p>受取時間内に必要な持ち物を持って受け取りに来てください。</p> <p>受取時間</p> <p>平日（月～金）の午前9時～12時まで、午後1時～4時まで ※土・日・祝日及び12月29日～翌年1月3日は取り扱いできません。</p> <p>問い合わせ先</p> <p>浜松東警察署 1階会計課 電話：(053)460-0110 内線 234 番</p> <p>注意点</p> <p>落とし物を受け取ることができる期間は、「拾得物件預り書」または「拾得物件受理通知書」に記載の引取期間（2か月間）内です。 ただし、引取期間の最終日が、土・日・祝日及び12月29日～1月3日までの日に当たる場合は、直後の窓口が開く最初の平日が期限となります。</p>

【受け取る時に必要な持ち物】

- 受け取る方の身分証明書（運転免許証、保険証、学生証等）
- 「拾得物件預り書」または「拾得物件受理通知書」
- 代理人が受け取りに来る場合は「委任状（様式不問）」（※同居の家族は不要）

郵送で受け取る場合

警察署まで受け取りに来られない方には、郵送による受取を行っています。郵送による受取を希望される場合は、引取期間内に落とし物を保管している警察署会計課に連絡してください。

※送料は、全て受け取る方の負担となります。